

道路の路面外で、一般公共の用に供する駐車場ですか？

いいえ

届出不要

はい

埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に適合させること※²

自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上ですか？

いいえ

届出不要

はい

駐車場法第11条の構造及び設備の基準に適合させること

駐車料金を徴収しますか？

いいえ

届出不要

はい

路外駐車場移動円滑化基準に適合させること※¹

都市計画区域内ですか？

いいえ

バリアフリー新法に基づく届出※¹
埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出※²

はい

駐車場法に基づく届出
バリアフリー新法に基づく届出※¹
埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出※²

※¹ 道路の附属物、公園、建築物又は建築物
特定施設であるものを除く

※² 駐車場法施行令第15条に規定する国
土交通大臣が認める特殊の装置を用いる
もの及び建築物を除く